2015年2月16日

MY企業年金通信

No. 2014－07

明治安田生命保険相互会社
総　合　法　人　業　務　部
団体年金コンサルティング室
ＴＥＬ：03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内　　容	分　類			
1	【情報提供】社会保障審議会 企業年金部会における企業年金制度等の見直しの議論について	~~厚年基金~~	ＤＢ	ＤＣ	~~その他~~

ポイント

厚生年金基金制度の見直しを経て2014年6月以降の企業年金部会では、ＤＢ・ＤＣ制度のあり方について、特に中小企業対応の観点から議論が重ねられました。計11回の議論を経て、設定した検討課題について一巡したことから、第15回部会（2015年1月16日）では、これまでの議論において、概ね方向性が一致し＜見直しを行うもの＞と、＜引き続き議論が必要な今後の検討課題＞に整理が行われました。

今回、平成27年度税制改正大綱に反映された事項も含め、企業年金部会で整理された事項についてまとめました。

なお本稿では、確定給付企業年金：ＤＢ、確定拠出年金：ＤＣ、中小企業退職金共済：中退共、の用語を使用しています。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

Ⅰ．議論の背景

企業年金部会はその上位に属する社会保障審議会により設置されました。本部会は「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（いわゆる健全化法）に基づく厚年基金制度の見直しに向けた「準備と併せて、公的年金制度の在り方の議論を踏まえつつ、今後の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方等についてもより専門的な見地から議論を進め」ることを目的としております。（カギ括弧内は2013年9月25日開催の第26回社会保障審議会から引用）

厚年基金制度の見直し内容は『ＭＹ企業年金通信』No. 2013-08等でご案内のとおりですが、第4回（2014年6月4日）以降の本部会では、

- 主に中小企業において、企業年金を実施する企業の割合が低下していること
- 非正規労働者の割合が増加していること
- 公的年金の給付水準調整により、老後の所得確保における上乗せ年金の必要性が高まっていること
- ＤＢ・ＤＣ制度の発足１０年を迎え、包括的な見直しをする必要があること

から、関係団体のヒアリングを実施したうえで、今後のＤＢ・ＤＣ制度について以下の検討課題が設定され、議論が行われました。税制に関係する事項が優先的に議論され、第11回部会（2014年10月31日）において、平成27年度の税制改正に要望すべき項目が整理されました。その後、残りの課題について議論が行われ、第14回部会（2014年12月25日）をもって、すべての課題について議論が一巡しました。

１．企業年金等の普及・拡大
　① 一般企業向けの取組
　② 中小企業向けの取組
２．ニーズの多様化への対応
　① 柔軟で弾力的な制度設計
　② ライフコースの多様化への対応
３．ガバナンスの確保
４．その他
　① 現行制度の改善
　② 公的年金制度や税制等との関係

Ⅱ．企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

2015 年 1 月 16 日に開催された第 15 回部会において、検討課題に沿って議論したもののうち、概ね意見が一致したとして、＜見直しを行うもの＞と＜引き続き議論が必要な今後の検討課題＞に整理されました。

以下では、平成 27 年度税制改正大綱に盛り込まれた内容も含め、企業年金部会で示された方向性についてまとめました。

＜見直しを行うもの＞

１．企業年金等の普及・拡大

②中小企業向けの取組

中小企業における企業年金の実施率が低いことから、企業年金の普及・拡大を図る上で、事務負担を軽減した取組みやすい企業年金制度を検討する必要があるとして、以下の措置を講ずることが適当であるとされました。

【ＤＢ関係】

◆ 受託保証型ＤＢのさらなる普及・拡大のため手続き等の緩和

【ＤＣ関係】

◆ 投資教育について企業年金連合会への委託による共同実施を可能に

投資教育の共同実施のイメージ　（厚生労働省 各種資料から作成）

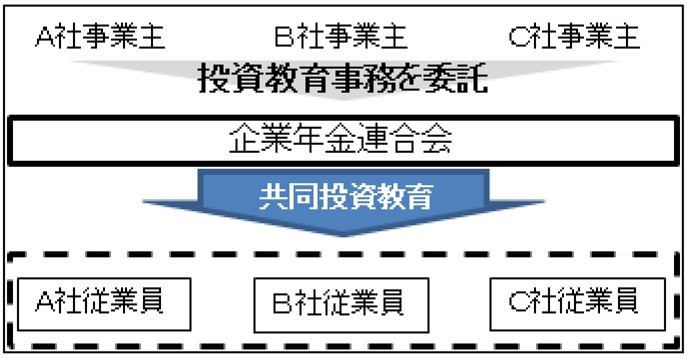

◆ 事業主の実務負荷が軽減できる簡易型ＤＣ制度の創設

簡易型ＤＣのイメージ　（厚生労働省 各種資料から作成）

拠出額	低額（月額 5,000 円等）に固定
商品数	3 商品等に固定
事業主の条件	従業員 100 人以下
その他の特徴	・行政手続きの簡素化 ・運営コストを抑制

◆ 個人型ＤＣへの小規模事業主掛金納付制度の創設［税制改正大綱に反映］

小規模事業主掛金納付制度のイメージ（厚生労働省各種資料から作成）

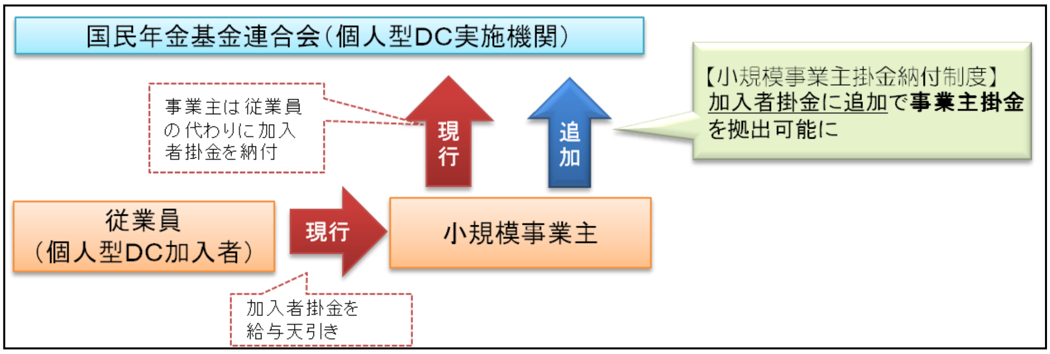

2．ニーズの多様化への対応

①柔軟で弾力的な給付設計

柔軟で弾力的な給付設計は、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられことから、諸外国の例を参考に、制度導入を視野に入れて検討すべきとされました。

ＤＢ	給付額に積立水準（剰余・不足）を反映させる給付
ＤＣ	資産を集団で運用する仕組みや、これにＤＢ制度からの保証を組み合わせた給付

なお導入に当たっては、制度が複雑にならないこと、給付減額しやすい制度設計とならないよう十分配慮することや、加入者のリスク負担が増すことから、加入者の関与のあり方等についても検討が必要とされています。

②ライフコースの多様化への対応

個々人のライフコースの多様化が進む中、生涯にわたり継続的に老後に向けた自助努力ができる環境の整備を行うという観点から、以下の方向性が示されました。

◆ 個人型ＤＣの加入対象範囲の拡大［税制改正大綱に反映］

個人型ＤＣの適用拡大のイメージ　（厚生労働省 各種資料から作成）

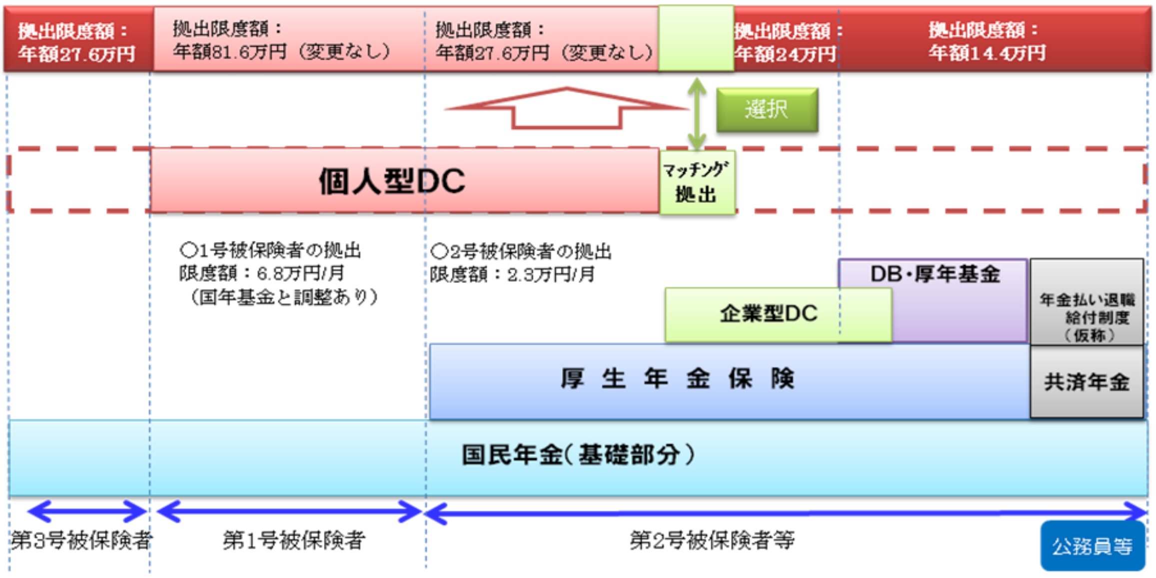

なお、企業型ＤＣ加入者が個人型ＤＣに加入するには、企業型ＤＣ規約に「企業型ＤＣでマッチング拠出を行わないこと」、「個人型ＤＣの加入者となることができること」を定める必要があります。

また、その場合の企業型ＤＣの拠出限度額は、次のとおりです。

	税制改正大綱（拠出限度額）		現行（拠出限度額）
	個人型ＤＣにも加入	個人型ＤＣ加入なし	企業型ＤＣ
他の企業年金なし	年 42 万円	年 66 万円	月 5.5 万円
他の企業年金あり	年 18.6 万円	年 33 万円	月 2.75 万円

◆ **各制度（ＤＢ・ＤＣ・中退共）間のポータビリティの拡充［税制改正大綱に反映］**

制度間のポータビリティ拡充のイメージ　（厚生労働省 各種資料から作成）

移換先制度／移換前制度	ＤＢ	ＤＣ	中退共
ＤＢ	○	○（※1）	×⇒○（※3）
ＤＣ	×⇒○	○	×⇒○（※3）
中退共	○（※2）	×⇒○（※2）	○

（※1）本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能
（※2）中小企業でなくなった場合および合併等により年金制度等を統合する場合に、資産の移換可能
（※3）合併等により年金制度等を統合する場合に、資産の移換可能
（当表は信頼できる情報に基づき作成しておりますが、情報の確実性を保証するものではありません）

3．ガバナンスの確保

企業年金制度を健全に運営するための体制の整備等が必要として、以下の方向性が示されました。

組織・行為準則	資産運用委員会	設置を促進。その場合、委員に専門家を含めること、ならびに議事の代議員会への報告を明確化
組織・行為準則	基金型ＤＢの理事の専門性の確保	基金外部の専門性を有する者を、理事として登用することは引き続き検討することが適当
監査		外部監査の活用を促進 （義務化の場合、総合型基金等に対象を絞る等の配慮が必要）
資産運用ルール		厚生年金基金を参考に、ＤＢの資産運用ルールを見直し
加入者への情報開示		運用の基本方針の全文を開示、運用利回りを年に１回以上開示

4．その他

①現行制度の改善

【ＤＣの運用改善の促進】

ＤＣにおいて、期待された運用が達成されない懸念があることや、自らの運用状況等を把握していない加入者が多いことが、制度導入を躊躇する要因となっていることを踏まえ、以下の

対策を講ずる必要があるとされました。

◆ **事業主の継続投資教育の「努力義務」化（現行は配慮義務）**

◆ **継続投資教育基準の明確化**

◆ **運用商品提供数を一定の範囲内に抑制するような措置**

10 本以内が望ましいが、現在の提供数（平均 18 本）等に配慮しながら、抑制する措置を検討すべきとされました。

◆ **実行性のある運用商品除外規定の内容の整備**

加入者にメリットのある商品を提供しやすくするため、より実効性のある商品除外規定の内容を措置すべきとされました（現行は商品選択者全員の同意を得る必要があり、極めて困難）。

◆**リスク・リターン特性の異なる運用商品提供の促進**

	現行	見直し案
商品提供に関する規制	３つ以上の運用商品提供義務	リスク・リターン特性の異なる３つ以上の運用商品提供義務
	１つ以上の元本確保商品の提供義務	(削除)

◆ **デフォルト商品による運用方法に係る規定の法律上の整備、およびデフォルト商品を分散投資効果が見込まれる商品とすることを努力義務化**

デフォルト商品を設定する場合には、一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品を設定することを努力義務とする必要があるとした上で、基準の設定については、改めて部会にて議論を行うこととなりました。

【その他】

◆ **ＤＣの拠出限度額の年単位化［税制改正大綱に反映］**

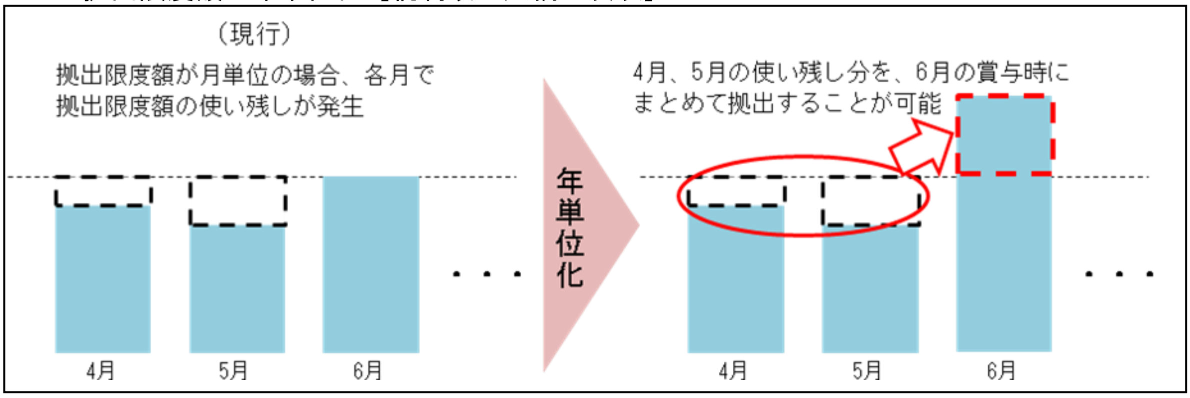

◆ **手続き関係（運営管理機関の変更届出事項、承認・申請手続き等）の簡素化**

◆ **ＤＢの拠出弾力化**

景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出について、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも制度見直しと合せて、実現できるよう税務当局と調整を進めるべきとされました。

＜引き続き議論が必要な今後の検討課題＞

以下の事項については、引き続き議論が必要であり、今後の検討課題とされました。

1．企業年金等の普及・拡大

①一般企業向けの取組

◆ **企業年金（ＤＢ・ＤＣ）の拠出・給付時の仕組みのあり方**

企業年金制度は「年金」制度であるという原点を踏まえつつ、「退職金」としての役割を担うという現状も念頭に、事務局からはＤＢ・ＤＣの仕組みをイコールフッティング（＝同一化）する案（下表）が出されました。

		現行		見直し案
		ＤＢ	ＤＣ	
拠出	拠出額	限度なし	限度あり （定額･月単位）	ＤＢ･ＤＣ合計で限度額設定 （給与の一定割合・年単位）
給付	支給開始年齢	50 歳以上の 退職時	60 歳以上	65 歳を基本 (60 歳以上も可)
給付	中途引出し	制限なし	原則不可	原則不可
給付	加入可能年齢	70 歳まで	60 歳まで	70 歳まで
給付	支給方法	年金・一時金		年金での受給を促進

企業年金（特にＤＢ）が現に退職金として活用され、従業員の退職後の生活にとってかかせないものになっている現状を踏まえれば、早急な制度改革はむしろ制度の普及・拡大を阻害し、従業員の老後生活に支障をきたしかねないという意見が多く出され、引き続き議論が必要とされました。

4．その他

②公的年金制度や税制等との関係

◆ **企業年金に関する税制のあり方**

企業年金制度等に関する課税に関して、積立金に対する特別法人税は早期に撤廃するべきだが、それに合わせて拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方について見直すべきとされました。

Ⅲ．今後のスケジュール

この議論の整理を受け、「見直しを行うもの」については 2015 年 3 月～4 月までに法案を準備し、法案成立後、概ね 1 年ぐらい準備期間を設けたうえで、早いもので 2016 年 4 月または 10 月の施行が考えられます。

Ⅳ．おわりに

企業年金部会における企業年金等に関する見直しの議論は、「我が国の企業年金制度等の歴史の中で新たな試みであった」とされ、「今回の議論の整理を土台にして、今後も、制度の現状や課題を確認しつつ、引き続き議論を行っていくべきものである」とされました。

以上